

市区町村コード					
0	3	2	1	5	8

特別徴収のしおり

目次

- I 特別徴収の取扱いについて (1)
- II 令和7年度税額の計算のしかた (3)
- III 奥州市の取扱い金融機関について (5)
- IV 地方税共通納税システムでの納めかた (6)

各種用紙はコピーしてご使用ください。

また、奥州市ホームページからもダウンロード可能です。

奥州市 特別徴収

検索

各種届出様式

- ◎【様式①】 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (7)
- ◎【様式②】 特別徴収新規申出書 (8)
- ◎【様式③】 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 (9)
- 【様式④】 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書 (10)
- 【様式⑤】 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 (11)
- ◎【様式⑥】 退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書 (12)
- 各種様式の記入例 (13) ~ (16)

◎の書類は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用してインターネット経由でも提出することができます。eLTAXの利用には、利用届出等の事前手続きが必要となります。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

〈お問い合わせ先〉

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市 財務部 税務課 市民税係

TEL : 0197-24-2111 (内線1339、1359) FAX : 0197-23-5240

❀ 特別徴収「こんなときは…」 提出書類ガイド ❀

● 特別徴収の対象者（従業員）について

退職（休職）することになった

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書を提出します。



様式①

他の事業所へ転勤

新たに入社した

特別徴収新規申出書を提出します。



様式②

退職金を支給して住民税を徴収した

退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書を提出します。

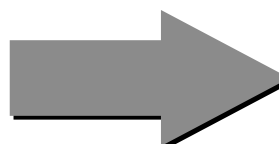


様式⑥

● 特別徴収義務者（事業所）について

移転することになった

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書を提出します。



様式③

名称が変わった

特別徴収税額の変更通知書の発送日程について

下表の受付日までに提出された各種届出書について、それぞれの通知発送日に変更通知書を送付いたします。

※提出された届出内容については受付日を過ぎてからの修正は不可となります。

受付日	5月16日	6月19日	7月17日	8月18日	9月17日	10月20日	11月14日	12月15日	1月19日	2月13日	3月18日
通知発送日	5月27日	6月27日	7月28日	8月26日	9月26日	10月28日	11月25日	12月23日	1月27日	2月24日	3月27日

I 特別徴収の取扱いについて

1 特別徴収による納税義務者

賦課期日（本年1月1日）現在当市に住所を有している者のうち前年中に給与の支払いを受け、かつ、本年4月1日現在給与の支払いを受けている者又は退職手当等の支払いを受ける者をいいます。

2 特別徴収義務者

本年4月1日現在における納税義務者に対し給与の支払いをし、又は退職手当等の支払いをする所得税の源泉徴収義務者が、地方税法及び奥州市市税条例の規定により市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定されます。特別徴収義務者は、給与等分については特別徴収税額の通知書により市民税・県民税・森林環境税を徴収し、退職所得分については退職時に市民税・県民税所得割額を徴収し納入する義務があります。

3 納税義務者への税額通知書の交付

同封の「令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」をそれぞれ納税義務者へ必ず交付してください。

その際に、納税義務者が退職、休職、転勤等の理由により交付又は徴収ができない場合は様式①に必要事項を記入のうえ、その納税義務者の税額通知書を添付して至急返送してください。

なお、給与以外の所得がある人は、給与所得と合算して計算された税額により特別徴収します。

4 退職又は転勤等により給与の支払いを受けなくなったとき

納税義務者が退職又は転勤等により給与の支払いを受けなくなったときは、様式①を異動が発生した翌月の10日までに必ず提出してください。

届出により「普通徴収」に切り替えられた残税額は、納税義務者本人が直接納付することになります。また、退職時の残税額については、退職の時期によって次のように処理してください。

12月31日までの退職

⇒ 本人の希望により「普通徴収」か「一括徴収」を選択してください。

翌年1月1日以降の退職

⇒ 本人は支払方法を選択できません。必ず「一括徴収」してください。

様式①の提出が遅れた場合、退職者等の税額を含めた特別徴収義務が継続したままとなり、督促状等が送付されることがありますので、期限までに必ず提出してください。

なお、郵送等で提出いただく場合で、受付印を押印した届出の控えが必要な場合、切手を貼付した返信用封筒の同封がなければ対応できません。

5 新たに特別徴収する給与所得者が生じたとき

本人希望や入社等により特別徴収が可能となった方がいるときは、様式②を提出してください。

なお、納期限を過ぎたもの及び普通徴収随時2期分は特別徴収に切替できません。

6 特別徴収義務者（給与支払者）の所在地・名称の変更

給与支払者の所在地・名称に変更があった場合は、様式③を提出してください。

7 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者は、様式④を提出し、承認を得た場合に限り、年2回にまとめて納付することができます。この特例は、承認を受けた月の属する月から当該期間の最終月までが対象となります。

また、納期の特例の承認後に給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなった場合は、様式⑤を速やかに提出してください。

6月分から11月分まで・・・12月10日納期

12月分から翌年5月分まで・・・翌年6月10日納期

※8月20日付けで承認を受けた場合は、6、7月分はそれぞれ翌月10日納期に、8月分から11月分までが12月10日納期になります。

8 特別徴収税額の変更

異動届出書の提出や申告内容の修正等により、既に通知した特別徴収税額に変更が生じた場合は、通知発送日（表紙裏面参照）に「特別徴収税額の変更通知書」を送付します。変更月や変更後の金額をよくご確認ください。徴収・納入してください。

奥州市の送付した納入書により変更後の月割額を納付する場合は、納入書の納入金額（1）を横線で抹消し、納入金額（2）の欄に変更後の金額を記入して納入してください。なお、変更後の金額をさらに修正した納入書は使用することができなくなります。また、納入書は再発行しませんのでご了承ください。

〈記入例〉
「納入書の
金額訂正」

岩手県奥州市		個人市民税 個人県民税		森林環境税		領収証書		公	
市区町村コード	口座番号	加入者名		指 定 番 号	納入金額(1)		円		
032158	02370-0-960039	奥州市会計管理者		1234567890	40,300				
〇〇年7月分		給与分		千		百		十	
		納		2		3		4	
		入		0		0		0	
		金							
		延滞金							
		額							
		督促手数料							
		合計額		2		3		4	
				0		0		0	
納期限		〇〇年8月10日							

9 月割額を納期限までに納入しなかった場合

月割額の納期限は翌月10日（土日休日の場合はその翌営業日）となります。各月の納期限は、納入書をご確認ください。

特別徴収義務者が納期限までに市民税・県民税・森林環境税を完納しないときは、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、次の割合により延滞金が徴収されます。

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過するまでは、年「7.3%」と「特例基準割合※+1%」のいずれかの低い割合
- (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合※+7.3%」のいずれかの低い割合

なお、延滞金、督促手数料等は、特別徴収義務者の負担になりますので念のため申し添えます。

※ 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合

10 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

社会保障・税番号(マイナンバー)制度により、特別徴収にかかる届出書の一部に個人番号や法人番号の記入が必要になるものがあります。これらの届出書には記入欄を設けていますので、提出の際は確認の上ご記入ください。

11 退職手当等にかかる市・県民税所得割額の納入

退職手当等の支払者は、退職手当等にかかる所得割額を他の所得と区分して特別徴収します。所得割額は、支払日の属する年の1月1日現在における退職者の住所地の市町村に対し、支払月の翌月10日までに納入するものです。

退職手当等にかかる所得割額の納入にあたっては、納入書表面の「納入金額 退職所得分」欄に市・県民税所得割額を、納入済通知書裏面「市民税、県民税納入申告書」に必要事項を記入し、給与所得にかかる特別徴収税額と一緒に納入してください。

なお、退職手当等にかかる所得割額の納入がある場合は「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」及び様式⑥を必ず市に提出してください。

〈記入例〉
(納入済通知書裏面)

市民税 県民税		納入申告書	
奥州市長様			
〇〇年8月10日提出			
		〇〇年7月	人員 1人
退職手当等支払金額		8	100000
特別徴収税額	市民税	6	000
	県民税	4	000
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

Ⅱ 令和7年度税額の計算のしかた

市民税・県民税・森林環境税の税額は、それぞれ次のようにして算定します。

1. 65歳未満の方（給与所得＋給与以外の所得）
65歳以上の方（給与所得＋給与以外〔公的年金を除く〕の所得） — 雑損控除＋医療費控除＋社会保険料控除＋小規模企業共済等掛金控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除＋障害者控除＋寡婦控除＋ひとり親控除＋勤労学生控除＋配偶者控除＋配偶者特別控除＋扶養控除＋基礎控除 = 課税総所得金額
- ※令和7年4月1日時点の年齢です。
2. 課税総所得金額 × $\frac{\text{市民税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除}}{\text{市民税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除}} + \frac{\text{市民税}}{\text{県民税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除}} + \frac{\text{市民税}}{\text{県民税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除}}$ + 均等割額 + 森林環境税 = 特別徴収年税額

① 所得金額（給与所得金額・給与所得以外の所得金額）

給与所得金額は所得税法に規定する令和6年分の簡易給与所得表によって計算します。

② 所得控除金額

- (イ) 雑損控除……所得金額の10%を超える金額
（火災関連経費のある場合は別計算になります）
- (ロ) 医療費控除……医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円）

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）

- (ハ) 社会保険料控除…全額
 (ニ) 小規模企業共済等掛金控除……全額
 (ホ) 生命保険料控除……

支払金額		控除額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円
旧契約	56,000円超のとき	28,000円
	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2＋7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4＋17,500円
70,000円超のとき		35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

(ウ) 地震保険料控除…

地震契約		旧長期契約	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額の1/2	5,000円以下	全額
		5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2＋2,500円
50,000円超	25,000円	15,000円超	10,000円
		地震・旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円	

(ト) 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、扶養障害者控除…

障害者控除	26万円
（特別障害者）	30万円
（同居特別障害者）	53万円
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円

(チ) 配偶者控除…

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除額	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

(リ) 配偶者特別控除…

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者特別控除額	配偶者の所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

(ス) 扶養控除…

一般	33万円
老人	38万円
特定	45万円
同居老親等	45万円

(ル) 基礎控除…

納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

③ 市民税・県民税・森林環境税の税率

均等割 市民税 3,000円 県民税 2,000円

※県民税均等割額のうち1,000円は、いわての森林づくり県民税としてご負担いただくものです。

所得割

(ア) 一般の所得に対する税率

市民税 6% 県民税 4%

(イ) 分離課税の譲渡所得に対する税率

○ 長期譲渡所得 市民税 3% 県民税 2%

○ 短期譲渡所得 市民税 5.4% 県民税 3.6%

森林環境税 1,000円

④ 税額控除

配当控除

種 類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

住宅借入金等特別税額控除

<p>前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得又は特別特定取得（特別取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額</p> <p>① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）</p> <p>② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）</p>			
市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

寄附金控除

<p>前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額</p> <p>1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金</p> <p>2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金</p> <p>3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの</p> <p>4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの</p> <p>ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）</p>	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区 分	市町村民税	道府県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3/5	2/5

調整控除

<p>納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額</p> <p>合計課税所得金額が200万円以下の者</p> <p>次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額</p> <p>① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>② 合計課税所得金額</p> <p>合計課税所得金額が200万円超の者</p> <p>①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額</p> <p>① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>			
控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般 5万円
	特別 10万円		老人 10万円
寡婦控除	同居特別 22万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満 5万円
	1万円		50万円以上 55万円未満 3万円
ひとり親控除	父 1万円	扶養控除	一般 5万円
	母 5万円		老人 10万円
勤労学生控除	1万円		特定 18万円
			同居老親等 13万円

⑤ 非課税の範囲

下記に該当する方は、市民税・県民税・森林環境税は非課税になります。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である方
- 前年の合計所得金額が次の金額以下である方

① 同一生計配偶者、扶養親族のある方

28万円×（同一生計配偶者、扶養親族の合計人数＋1）＋26.8万円

② 同一生計配偶者、扶養親族のない方

38万円

Ⅲ 奥州市の取扱い金融機関について

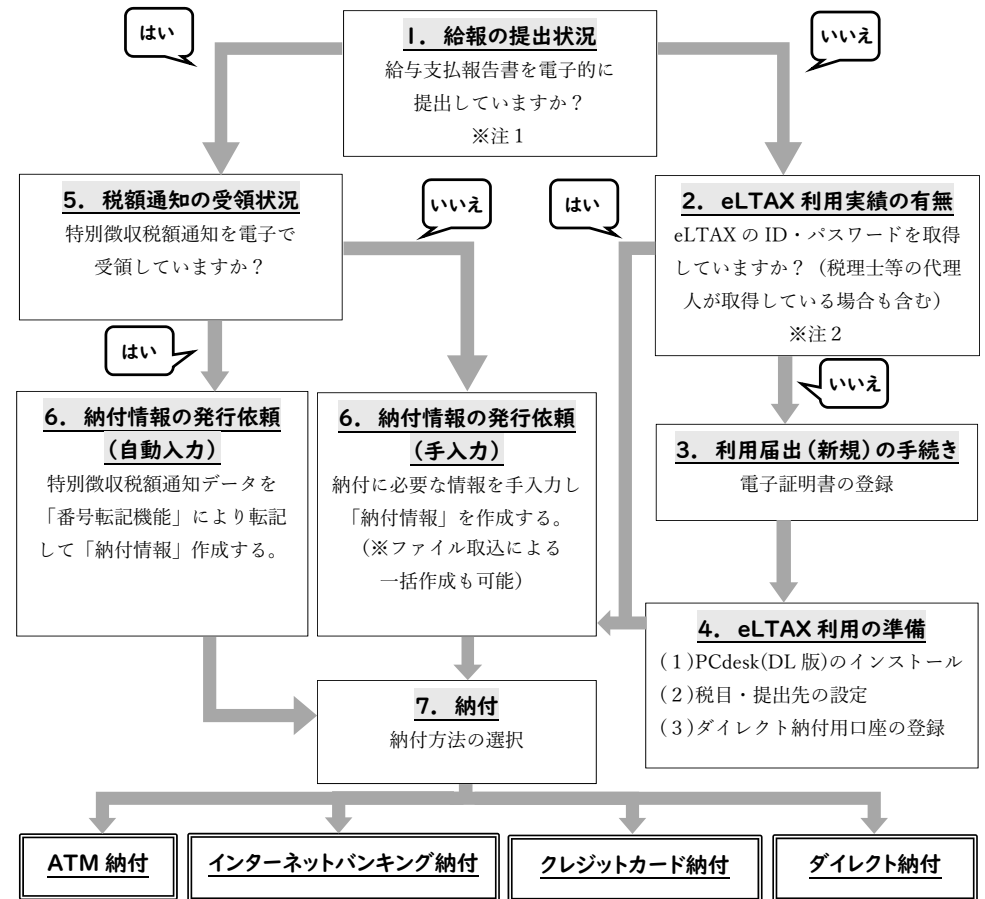
奥州市の市民税・県民税・森林環境税徴収税額の払込については、下記の金融機関の本店及び各支店をご利用ください。

取 扱 金 融 機 関	
○岩手ふるさと農業協同組合	○岩手江刺農業協同組合
○岩 手 銀 行	○東 北 銀 行
○北 日 本 銀 行	○水 沢 信 用 金 庫
○東 北 労 働 金 庫	
○指定されたゆうちょ銀行・郵便局	

県外から送金される場合で、ゆうちょ銀行、郵便局を利用する場合は当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に銀行・局名を記入のうえ、払込を希望するゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。手続きは初回のみとなります。

※ 岩手県・青森県・秋田県・宮城県・山形県及び福島県内のゆうちょ銀行・郵便局は手続き不要です。

IV 地方税共通納税システムでの納めかた



※注1 税理士等の代理人が給与支払報告書を電子的に提出していて今回ご本人が初めて納付する場合は、「4. eLTAX の利用の準備」をお済ませください。

※注2 税理士等の代理人が eLTAX の ID を取得している場合は、「3. 利用届出（新規）の手続き」は必要ありません。当該 ID をご利用ください。

※注3 口座登録がお済でなければ、「4. eLTAX の利用の準備」にある「ダイレクト納付用口座の登録」をお済ませください。

ダイレクト納付の注意事項
ダイレクト納付用口座の登録が必要です ※注3

※ダイレクト納付は事前の口座登録が必要です。審査には約1ヶ月を要しますので、お急ぎの方はインターネットバンキング、ATM納付をご検討ください。

利用環境設定や各項目の詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

令和 年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
奥州市長様 令和 年 月 日提出		〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒							指定番号							
			フリガナ								宛名番号							
			氏名又は名称								担連 当絡 者先	所属						
			個人番号 又は法人番号										氏名					
											電話	内線 ()						
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名																	
	生年月日	年	月							日								
	個人番号																	
	受給者番号												異 動 の 事 由					
	1月1日現在の住所												異 動 の 事 由					
異動後の住所			円			円	円											

A 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規							法人番号											新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒							担 当 者 連 絡 先	所 属										
	フリガナ									氏 名										
	氏名又は名称									電 話	内線 ()									
																		受給者番号		

B 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月	日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。※(ウ)の未徴収税額を納入 する月分を記入してください。

C 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

令和 年度 特別徴収新規申出書

奥州市長様	(給 特別 与 徴 収 支 義 務 払 者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ		法人番号又は 個 人 番 号		
		名 称		連 絡 先	所 属	
		代表者の 職 氏 名		氏 名		
令和 年 月 日				電 話 () - 内線		

(納給 税与 義所 務得 者者)	フリガナ		納 税 通 知 書 お 問 い 合 わ せ 番 号	特 別 徴 収 月	___ 月分(___ 月 ___ 日納期)から開始
	氏 名		個人番号	特 別 徴 収 期	普通徴収第 ___ 期分から特別徴収へ切替 ※納期限を過ぎたもの及び普通徴収随時2期分は特別徴収に 切替できません。
	生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日	受給者番号	月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 ___ 月 ___ 日までに連絡が必要
	1月1日の住所	奥州市			※通知書の発送が間に合わない場合に連絡します。 ※通知書の発送日は表紙の裏面をご確認ください。
	現 住 所				

申請理由(○印をつけてください)		※1月1日の住所が奥州市以外の方は申出できません。 ※提出時に本人の納税通知書の添付は不要です。 ※対象者が複数いる場合は、当用紙を人数分コピーして提出するか、奥州市ホームページから「特別徴収新規申出書一覧(別紙)」をダウンロードし、申出書に添付してください。	奥州市処理欄
1	本人から特別徴収にする希望あり		現 年 度
2	入社したため(年 月 日)		/
3	正社員になったため(年 月 日)		新 年 度
4	その他()		/

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

入力日 / /

◎ 事業所等の所在地・名称・電話番号の変更があった場合は、すみやかに提出してください。

奥州市長様 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所在地	(〒 -)	特別徴収義務者 指 定 番 号		
				法人番号又は 個 人 番 号		
		名 称		連 絡 先	所 属 氏 名	
		代表者の 職 氏 名		電 話 () - 内線		

◎ 所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	(〒 -) 方書(ビル名等)	(〒 -) 方書(ビル名等)
法人番号		
フリガナ		
名 称		
電 話	()	()
所在地以外 に送付先の 設定・変更	※ 書類の送付について上記所在地以外の場所を希望される場合に記入してください。(給与事務が所在地と違う場合等) 所在地 (〒) 名 称 電 話 方書(ビル名等)	
変更年月日	年 月 日	※ 合併の場合はご記入ください。 (1) 合併する相手の会社名称・所在地 名 称 _____ と合併 所在地 _____ (2) 上記(1)の指定番号 _____ (3) 上記(1)の法人番号 _____ _____ (※消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません)
変更内容	該当事由に○をつけてください。 ①. 所在地 ②. 名称 ③. 送付先 ④. 合併等 _____	

※ 合併等により指定番号が変更になる給与所得者がいる場合は、異動届出書(転勤)も提出してください。

様式第81号 (第26条関係)

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 (特別徴収義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

個人番号又は法人番号									

特別徴収税額の特例に関する承認申請書

次のとおり特別徴収税額の特例の承認を受けたいので申請します。

特別徴収義務者指定番号		特別徴収義務者指定番号			
年 度	税 目	期 (月) 別	納 期 限	年 税 額	
R 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (特別徴収分)	月 ~ 月	各納期の翌月10日	円	
承認を受けようとする特例納期	月から11月分まで		12月10日	円	
	12月から5月分まで		6月10日	円	
納期の特例の承認を受けようとする事務所等に係る最近6箇月間の給与等の支払状況等	区 分	R 年 月	R 年 月	R 年 月	R 年 月
	給与の支払を受ける者の数				
	同上の者に係る給与支払額				
	臨時雇用者数				
	同上の者に係る給与支払額				
地方税の滞納又は遅延	有 ・ 無	事由 (有の場合)			
納期の特例の承認の取消の有無及びその年月日	有 ・ 無	年 月 日			

(根拠法令 地方税法第321条の5の2、同法施行令第48条の9の10第1項、同法施行規則第10条の2の2、市税条例第46条の2、第46条の3)

様式第83号（第26条関係）

年 月 日

奥州市長 宛

届出者（特別徴収義務者）

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

個人番号又は法人番号									

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

次のとおり特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたので届け出ます。

特別徴収義務者指定番号	
特例の要件を欠いた事務所	所在地
特例の要件を欠いた事務所において、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった事実	名称
特例の要件を欠いたため翌月（ 月）10日までに納入すべき特別徴収税額	円
その他参考となるべき事項	
摘	要

（根拠法令 地方税法施行令第48条の9の11、同法施行規則第10条の2の5、条例第46条の4）

退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

奥州市長様	(特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ		法 人 番 号 又 は 個 人 番 号		
		名 称		連 絡 先	所 属	
		代表者の 職 氏 名			氏 名	
令和 年 月 日				電 話		

令和 年 月 分	納入年月日	人 員	納 入 金 額
	令和 年 月 日	人	円

退職手当等の支払いがあった年の 1月1日の住所	(役職名) 氏 名	生年月日	支 払 金 額	市 民 税 額	摘 要 (他の退職手当等)
		勤続年数	退職所得控除額	県 民 税 額	
				合 計	
奥州市		S・H	円	円	
		.	円	円	
奥州市		S・H	円	円	
		.	円	円	
奥州市		S・H	円	円	
		.	円	円	
奥州市		S・H	円	円	
		.	円	円	
奥州市		S・H	円	円	
		.	円	円	

※ この内訳書は、直接奥州市に提出してください。(金融機関には納入申告書のみ提出してください。)

法人番号を記入してください。
(個人事業主の場合は個人番号を記入してください。)

令和 7 年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

対象年度
を記入し
てください。

個人番号
(マイナン
バー)を
記入し
てください。

税額通知
書の記載
内容を記
入し
てください。

給与の支
払を受け
なくなった
時点の住
所を記入
してください。

異動後の
徴収方法
に応じて、
A~Cの
いずれか
を記入し
てください。

奥州市長様 令和 7 年 10 月 20 日 提出		所在地 〒 023-8501 奥州市水沢大手町〇丁目〇番地	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ 奥州 司郎	フリガナ オウシュウ シロウ	フリガナ オウシュウ シロウ	指定番号 1724000000
氏名 奥州 司郎	生年月日 平成 10 年 10 月 10 日	氏名又は名称 奥州商事 株式会社	宛名番号 1234567890
個人番号 1	特別徴収税額 (年税額) 24,000 円	個人番号 又は法人番号 1 0 2 0 3 0 4 0 5 0 6 0 7	所属 経理課 給与係
受給者番号 ABC-100	(イ) 徴収済額 (退職月分まで) 10,000 円	異動日 R7 年 10 月 15 日	担連 氏名 奥 花子
1 月 1 日 現在の住所 奥州市水沢大手町〇丁目〇番地	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) (退職月分の翌月分から) 14,000 円	異動の事由 1 退職 2 転職 3 休職 4 死 5 支払少額 6 合併 7 その他 事由・理由	電話 0197-24-2111 内線 (1000)
異動後の住所 東京都世田谷区小町〇-〇	異動後の未徴収 税額の徴収方法 B A 特別徴収継続 B 一括徴収 C 普通徴収 (本人納付)		

A 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	所在地	法人番号	受給者番号
フリガナ	フリガナ	担当者 連絡先	
氏名又は名称	氏名	電話	

B 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) で納入します。 ※(ウ)の未徴収税額を納入する月分を記入してください。	
理由	1. 異動が本年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が翌年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		11 月 25 日	14,000 円

C 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	1. 異動が本年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 翌年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

税額通知書の記載内容を記入してください。

異動届出書の内容について応答できる担当者の連絡先を記入してください。

税額通知書の記載内容を記入してください。

以下のとおり、該当するものを記入してください。

A 新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合

B 退職後翌年 5 月 31 日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合

C A又はBに該当しない場合

(ウ)の未徴収税額を納入する月分を記入してください。((イ)の徴収済月分の翌月になります。)

様式①記入例

令和7年度 特別徴収新規申出書

対象の年度を記入してください。

給与所得者に送付済の納税通知書に記載されたお問い合わせ番号を記入してください。

奥州市長様	(特別与徴収支義務払者)者	所在地	〒023-8501 奥州市水沢大手町○丁目○番地	特別徴収義務者 指 定 番 号	1724000000
		フリガナ	オウシュウショウジ	法人番号又は 個人番号	1020304050607
		名 称	奥州商事 株式会社	連 絡 先	所 属
代表者の 職 氏 名	代表取締役 奥州 一郎	氏 名	奥 花子		
令和7年6月25日				電 話	(0197) 24 - 2111 内線 1000

奥州市の特別徴収義務者指定番号がない場合は空欄にしてください。

特別徴収義務者の法人番号又は個人番号を記入してください。

(納給 税与 義務 所得 者者)	フリガナ	オウシュウ タロウ	納 税 通 知 書 お 問 い 合 わ せ 番 号	特 別 徴 収 月	7 月分(8 月 10 日納期)から開始
	氏 名	奥州 太郎 (旧姓)	個 人 番 号	特 別 徴 収 期	普通徴収第 1 期分から特別徴収へ切替 ※納期限を過ぎたもの及び普通徴収随時2期分は特別徴収に切替できません。
	生 年 月 日	大・昭・ 平 5年 1月 1日	受 給 者 番 号	月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 7 月 15 日までに連絡が必要 ※通知書の発送が間に合わない場合に連絡します。 ※通知書の発送日は表紙の裏面をご確認ください。
	1月1日の住所	奥州市 江刺大通り○番○号			
	現 住 所	同上			

この新規申出書の内容について応答できる担当者の連絡先を記入してください。

通知発送日(表紙裏面)を確認のうえ、記入してください。

申請理由(○印をつけてください)		※1月1日の住所が奥州市以外の方は申出できません。 ※提出時に本人の納税通知書の添付は不要です。 ※対象者が複数いる場合は、当用紙を人数分コピーして提出するか、奥州市ホームページから「特別徴収新規申出書一覧(別紙)」をダウンロードし、申出書に添付してください。	奥州市処理欄
1	本人から特別徴収にする希望あり		現 年 度
②	入社したため(R7 年 6 月 1 日)		/
3	正社員になったため(年 月 日)		新 年 度
4	その他()		/

様式②記入例

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

入力日 / /

◎ 事業所等の所在地・名称・電話番号の変更があった場合は、すみやかに提出してください。

届出時点の内容を記入してください。

奥州市長様	給 (特別徴収義務者)	所在地	(〒 023 - 1111) 奥州市江刺大通り〇番〇号	特別徴収義務者 指定番号	1724000000
		名称	奥州商事 株式会社	法人番号又は 個人番号	1020304050607
令和〇年〇月〇日		代表者の 職氏名	代表取締役 奥州 一郎	連 所 属	経理課 給与係
				氏 名	奥 花子
				先 電 話	(0197) 24- 2111 内線 1000

税額通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の法人番号又は個人番号を記入してください。

◎ 所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	オウシュウシミズサワオオテマチ〇チョウメ〇バンチ	オウシュウシエサシオオドリ〇バン〇ゴウ
所在地	(〒 023 - 8501) 奥州市水沢大手町〇丁目〇番地 方書(ビル名等)	(〒 023 - 1111) 奥州市江刺大通り〇番〇号 方書(ビル名等)
法人番号		
フリガナ		
名 称		
電 話	()	()
所在地以外に送付先の設定・変更	※ 書類の送付について上記所在地以外の場所を希望される場合に記入してください。(給与事務が所在地と違う場合等) 所在地 (〒) 名 称 電 話 方書(ビル名等)	
変更年月日	令和〇年 8 月 1 日	
変更内容	該当事由に〇をつけてください。 ①. 所在地 ②. 名称 ③. 送付先 ④. 合併等	※ 合併の場合にご記入ください。 (1) 合併する相手の会社名称・所在地 名 称 _____ と合併 所在地 _____ (2) 上記(1)の指定番号 (3) 上記(1)の法人番号 _____ (※消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません)

変更届出書の内容について応答できる担当者の連絡先を記入してください。

※ 合併等により指定番号が変更になる給与所得者がいる場合は、異動届出書(転勤)も提出してください。

様式③記入例

記入例

様式第81号（第26条関係）

奥州市長 宛

令和〇年〇月〇日

《注意》

- 1 納期の特例の承認が受けられる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が**常時10人未満**であるものに限りませす。
- 2 期間の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する月から当該期間の最終月までが特例の対象となります。
(例) 8月20日に承認 ⇒ 8月から11月分までを12月10日に納入

申請者（特別徴収義務者）

住所又は所在地 奥州市水沢大手町〇丁目〇番地

氏名又は名称 株式会社 奥州商事

代表取締役 奥州一郎

電話番号 0197-24-2111

個人番号又は法人番号												
1	0	2	0	3	0	4	0	5	0	6	0	7

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

次のとおり特別徴収税額の特例の承認を受けたいので申請します。

		特別徴収義務者指定番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										
年 度	税 目	期 (月) 別	納 期 限	年 税 額										
R 7 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (特別徴収分)	6 月～ 5 月	各納期の翌月10日	500,000円	6月から11月分まで		12月10日		254,000円					
					12月から5月分まで		6月10日		246,000円					
納期の特例の承認を受けようとする事務所等に係る最近6箇月間の給与等の支払状況等	区 分	R6年11月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	R7年4月	R6年12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	R7年4月			
		給与の支払を受ける者の数	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人		
		同上の者に係る給与支払額	800千円	1000千円	800千円	800千円	800千円	800千円	800千円	800千円	800千円	800千円		
		臨時雇用者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	
同上の者に係る給与支払額		100千円	150千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	100千円			
地方税の滞納又は遅延	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	事由 (有の場合)												
納期の特例の承認の取消の有無及びその年月日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	年 月 日												

(根拠法令 地方税法第321条の5の2、同法施行令第48条の9の10第1項、同法施行規則第10条の2の2、市税条例第46条の2、第46条の3)